

# 令和3・4年度建設業者格付審査基準

(令和2年4月1日以降適用)

## 1 建設業者格付名簿登録について

- (1) 令和3・4年度の建設工事入札参加資格審査申請書を提出した建設業者のうち本社を糸満市、豊見城市、八重瀬町に置く業者、糸満市に営業所が設置されている建設業者、又は代表者の住所が糸満市にある建設業者を格付けし、名簿登録する。  
その他の市外業者は必要に応じて格付けする。
- (2) 格付は、経営事項審査の総合評定値に市独自評定を加えた総合評点の上位から格付けしていきます。なお、総合評点による等級格付は、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、指名の状況及び発注工事量等を勘案した上で決定します。
- (3) 新規登録者は、総合評点による等級より1等級下位に位置づける。
- (4) 降格は、1等級下位を原則とするが、総合評点の2割を付与しても1等級下位の点数に満たない場合はその限りでない。
- (5) 格付等級は、下表のとおり土木一式3等級、建築一式3等級、電気2等級、管2等級とする。

等級表

(単位：点)

業種 等級	土 木	建 築	電 気	管
A級	880以上	840以上	780以上	760以上
B級	720～879	750～839	779以下	759以下
C級	719以下	749以下		

## 2 業者の地域区分について

- (1) **市内業者**とは、糸満市内に本社を有する者
- (2) **関連業者**とは、代表者が糸満市在住で、かつ市内に営業所を有する者
- (3) **市営業者**とは、糸満市内に営業所を有する者
- (4) **市住業者**とは、代表者が糸満市在住である者
- (5) **近隣業者**とは、豊見城市又は八重瀬町に本社を有する者
- (6) **県内市外業者**とは、上記(1)から(5)いずれにも該当しない者
- (7) **県外業者**とは、上記(1)から(6)いずれにも該当しない者